上保育第 １６３ 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年５月７日

保育所等を利用されている保護者各位

上尾市子ども未来部保育課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う

保育所等の登園自粛要請期限の延長について（通知）

日頃より本市の保育行政に対しご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、４月７日に国の緊急事態宣言が発出され、市内の保育所等（保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育施設・事業所内保育施設）については、感染拡大防止の観点からご家庭での保育の協力をお願いしているところです。

この度、５月４日付で国の緊急事態宣言が延長されたことにより、保護者の皆様には、引き続きご家庭での保育にご協力していただきますよう、下記のとおりお願いいたします。

なお、この取扱いの期限については、令和２年５月３１日（日）までといたしますが、今後の状況等により変更があれば、改めて通知いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

（１）保育所等の開園について≪継続≫

原則として開園します。ただし、園児等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合や今後の感染拡大の状況によっては、保育所等の臨時休園などの対応を行う場合がございます。

（２）ご家庭での保育のお願い（登園自粛要請）≪継続≫

保育施設は、一定規模の空間で集団保育を行っていますので、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限りご家庭での保育をお願いいたします。なお、ひとり親家庭などで仕事を休むことができない等、ご家庭での保育が著しく困難な方々への保育の提供を妨げるものではございません。

（３）保育時間の短縮へのご協力のお願い≪継続≫

感染拡大を防止する観点や職員体制の確保等の観点から、保護者のお仕事の状況やご家庭の状況により、登園時間を遅くする、降園時間を早くする、延長保育を利用しない等、保育時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

※「保育料の日割り(０歳児～２歳児クラス)」、「復職（勤務開始）時期等の延長」についても、４月１４日付通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う保育所等の対応について」でお示しのとおり、変更はございません。

※保育所等が徴収している実費徴収(給食費含む)や上乗せ徴収、延長保育料のご負担に関しては、各保育所等により対応が異なりますので、在籍する保育所等にお問合せください。

　　　　　　　　　　　【担当】上尾市子ども未来部保育課　048-775-5044(直通）

048-775-5121(直通）